都市計画道路網の見直し素案について みなさまの御意見を募集します



募集期間:令和7年10月20日(月)~11月20日(木)

京都市では、都市計画道路の整備を着実に進めてきましたが、財政上の制約や、急速 な都市化の進展に伴う合意形成の困難などから、計画決定後100年近く経っても未整 備の道路がある状況です。

都市計画道路の整備予定地では、将来の道路整備に備えて建築物を建てる際に構造や 階数等の建築規制がかかっており、土地利用計画に支障が出ている場合もあることか ら、社会情勢等の変化を踏まえた適時、適切な都市計画の見直しが求められています。 このため、昨年から学識経験者で構成する京都市都市計画道路網見直し研究会におい て検討を進めてきたところであり、この度、未整備である都市計画道路の存続、又は廃 止の候補を示した「見直し素案」を取りまとめましたので、みなさまの御意見を募集し

ます。 都市計画道路とは・・・

将来のまちの姿を見据えて、あらかじめ道路の位置や幅等を都市計画決定した道路であり、京都市 の整備率は約75%となっています。

提出方法

① 意見募集フォーム

下記の URL 又は二次元コードのリンク先の意見募集フォームから御提出ください。

② 上記のほか、以下の宛先に、電子メール、持参、郵送、FAXで御提出いただくこともできます。 <電子メール> tokeika@city.kyoto.lg.ip

※メールの件名は「パブリックコメント」としてください。

<持参、郵送、FAX>

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市 都市計画局 都市企画部 都市計画課 (京都市役所分庁舎2階) TEL: 075-222-3505, FAX: 075-222-3472



※様式は自由ですが、下記のURLのリンク先に御意見記入用紙を掲載しておりますので御活用ください。

※「見直し素案」の詳細は、京都市ホームページ『都市計画道路網の見直し』を御覧ください。 URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/55-30-0-0-0-0-0-0-0.html

京都市印刷物第071457号

発行:令和7年10月/京都市都市計画局都市企画部都市計画課

この印刷物が不要になれば 「雑がみ」として古紙回収等へ!

					7
(回覧)					

見直しの対象

事業中区間を除いた全ての未整備区間(95.8km) ただし、京都高速道路(関連道路を含む)は除く。

見直しの進め方

今回の見直しでは、人口減少や少子高齢化が進展する中、今後想定される財政状 況を踏まえ、道路整備が完了するまでの期間を考慮することとしており、以下の手 順に基づき見直しを進めてまいりました。

整備優先度(グレード)の設定

見直し対象区間ごとに、以下の3つの視点への貢献度が高い順に4段階の整備優先度を設定

視点1

ポテンシャルの高い駅周辺など において、道路整備による土地利 用の高度化への貢献

視点2 幹線道路が不足しているエリア において、道路整備による都市の 骨格形成への貢献

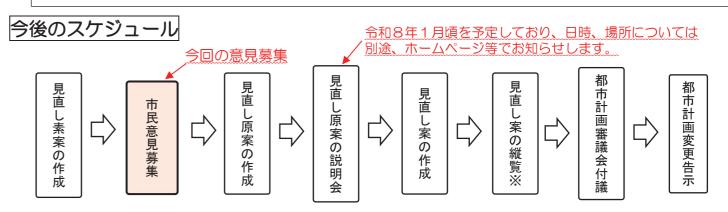
視点3

桂川の渡河部などにおいて、道路 整備による都市構造上のボトル ネック解消への貢献

- 2 整備優先度(グレード)ごとの概算事業費と整備完了までの期間の算出 グレード④までの全ての未整備路線を整備する場合の概算事業費は、総額約6,400億円 となり、これに年間事業費として20億円※を投入した場合では、整備完了までに300年以 上、同じく年間30億円を投入した場合でも、200年以上を要することが想定されます。
- ※ 近年の都市計画道路に関する概ねの本市事業費

*************	未整備	靖延長	累計延長に係る	整備完了までの累計期間		
整備優先度	グレード別延長 累計延長		概算事業費	年間事業費 20億円の場合	年間事業費 30億円の場合	
グレード①	28. 3km	28. 3km	2,380億円	119年	79年	
グレード②	7. 5 km	35.8km	2,990億円	149年	100年	
グレード③	53. 0km	88.8km	5,890億円	294年	196年	
グレード④	7. 0 km	95.8km	6,420億円	321年	214年	

3 整備完了までの期間を踏まえた検討結果(見直し素案の作成) 未整備路線の整備が完了するまでに要する期間について、今回の見直しでは、概ね100 年程度が妥当と考え、グレード①及び②を「存続」、グレード③及び④を「廃止」とする方 針とし、存続又は廃止の候補を示した「見直し素案」を作成しました。裏面参照



※ 縦覧とは、見直し案を公開し、閲覧や意見を提出できる機会を設ける手続となり、みなさま からいただいた意見については、都市計画審議会に提出のうえ、審議していただきます。

